

令和2年度 総務局一般任期付職員 採用選考案内

令和3年1月15日
東京都総務局

1 選考職種、採用予定人員等

区分	職種	職	採用予定人員	勤務場所	職務内容
一般任期付	心理	主事	1	東京都職員共済組合事務局 事業部健康増進課精神保健担当 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎内	精神保健相談等

2 採用予定日

令和3年4月1日

3 任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

※任期の更新はありません。ただし、上記1に記載の職が令和5年度以降に設置される場合、その職の公募に応募することができます（採用された場合、任期は最長で通算5年）。期間を定めた任用であり、令和5年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

4 受験資格

下表の要件（1）または（2）のいずれかを満たす者

必要な経験、資質等	
(1)	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は大学院において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、精神保健に関する知識及び経験を有する者
(2)	精神保健に関する職務経験のある者（※）

※公認心理師、精神保健福祉士又はキャリアコンサルタントの資格のいずれか若しくはこれらに相当する資格があることが望ましい。

◎次の①～⑤のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

◎国籍は問いません。

5 選考方法

(1) 第一次選考

書類選考	資格要件審査	受験資格の有無についての確認
	専門性審査	職務経験、その他申込書記載事項についての確認
	小論文	課題式

◎申込書類により選考を行い、第一次選考合格者には、第一次選考合格通知書兼第二次選考受験票を郵送します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次のとおり行います。

口述審査	人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接
------	-----------------------------

6 第二次選考（面接）選考日及び選考会場

選考日	令和3年2月15日（月曜日）から同月19日（金曜日）までのうち指定する1日
選考会場	都庁にて実施

◎集合時間、選考会場などの詳細は、第一次選考合格通知兼第二次選考受験票に記載してお知らせします。

7 合格通知等

区分	通知日	通知方法
第一次選考結果	令和3年2月前半	可否にかかわらず、受験者全員に郵送で通知します。
最終選考結果	令和3年2月下旬～3月上旬	

8 申込手続

(1) 申込方法

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

※ 提出された書類等は返却いたしません。

ア 履歴書（A3判又はA4判で写真貼付）

イ 志望理由書（様式任意。ただし、A4判1枚以内。）

ウ 大学又は大学院の課程を修了したことを証明するもの（修了証書、学位記等の写し）

エ 小論文（A4判400字詰め原稿用紙横書き）

※ 表題と氏名を記載した表紙をつけ1箇所を留めること。また、小論文内に氏名を記載しないこと。

＜小論文の課題（1200字程度）＞

課題	うつ病による休職者に対する職場復帰支援の要点について、あなたの考えを述べてください。
----	--------------------------------------------

オ 84円切手を貼付した返信用封筒（定型封筒にあて先・郵便番号明記）

(2) 受付期間及び受付場所

	持参申込	郵送申込
受付期間	令和3年1月15日（金曜日）から 同年2月3日（水曜日）まで （ただし、土・日・祝祭日を除く） 午前9時から午後5時まで	令和3年2月3日（水曜日） （必着）
受付場所 （あて先）	東京都庁第一本庁舎12階南側 東京都総務局総務部総務課人事担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都総務局総務部総務課人事担当

<郵送による申込の場合>

封筒（角型2号）に赤字で「採用選考申込」と明記し、申込書類等を折らずに、特定記録郵便で送付してください。普通郵便で送付した場合の事故については、責任を負いません。

9 任用及び給与について

(1) 任用

東京都では、職員の精神保健相談、復職支援等にあたる精神保健相談員として、即戦力として活躍していただける方を求めています。任用期間は令和5年3月31日までです。

(2) 給与

初任給は、経験等に応じて、条例の定めるところにより決定されます（下記は一例）。

(参考例)

職務経験	初任給（約）
2年	240,200円
5年	264,800円

◎この初任給は、令和2年4月1日現在の給料月額に、地域手当（20%地域勤務の場合）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

◎上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

◎職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。

10 任期付採用職員について

近年、都政に対するニーズの専門化・高度化が著しく進んでいます。このような状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しました（平成15年1月1日施行）。

この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年7月1日施行）等に基づくものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規程の適用を受けます。

11 その他

本選考案内で募集する職務内容で、過去東京都の一般任期付職員として5年間職務経験がある人は、受験できません。また、本選考案内で募集する職務内容において、東京都一般任期付職員としての職務経験が今回募集する任期と通算して5年を超える人は、過去の任期と合算して5年を超え

ない範囲内の任期で採用します。

《お問い合わせ先》

(1) 申込み及びスケジュールに関すること

東京都総務局総務部総務課人事担当

東京都庁第一本庁舎12階南側

所在地 〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

電話 03 - 5388 - 2314

(2) 職務内容に関すること

東京都総務局人事部職員支援課安全衛生担当

東京都庁第一本庁舎13階南側

電話 03 - 5388 - 2477

《都庁への交通案内》

JR新宿駅（西口）から徒歩約10分

都営大江戸線都庁前駅